

介護老人保健施設グリーンワーフ東戸塚
重要事項説明書
(短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護)

1 施設の概要

(1) 施設の名称等

施設名	医療法人社団康久会 介護老人保健施設グリーンワーフ東戸塚
開設年月日	平成 11 年 4 月 1 日
所在地	〒244-0805 横浜市戸塚区川上町 151
電話・FAX	電話 045-827-1141 FAX 045-827-1294
管理者	施設長 医師 堀内 勝行
介護保険指定番号	介護老人保健施設 (1451080027号)
併設サービス	風早内科クリニック

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、医学的管理の下での看護、介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供します。入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、家庭復帰を支援することを目的とした施設です。この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[介護老人保健施設グリーンワーフ東戸塚の運営方針]

- ① 施設サービス計画に基づいて、医療的管理の下での看護、介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上の世話をを行うことにより、入所者がその能力に応じた自立した日常生活を営むことができるようにし、家庭復帰を支援することを目指す。
- ② 入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場にたつて施設サービスに努める。
- ③ 明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保健施設その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努める。

(3) 施設の職員体制

医師	(常勤 1 非常勤 3)	看護	(常勤 10 非常勤 1 (夜間 1))
薬剤師	(非常勤 2)	介護職員	(常勤 35 非常勤 25 (夜間 6))
支援相談員	(常勤 3)	理学療法士	(常勤 4 非常勤 1)
作業療法士	(常勤 5)	言語聴覚士	(常勤 1)
管理栄養士	(常勤 1)	介護支援専門員	(常勤 3)
事務職員	(常勤 3)	営繕	(兼務 1)

(4) 入所定員 120 名 (うち認知症専門棟 30 名)

療養室 個室 20 室 4 人室 25 室

ただし、大規模災害時には、定員を超過して受け入れを行う場合があります。その際には、施設の共用スペースの他、各居室の定員を超えて使用することをご了承下さい。

(5) 通所定員 60 名

2 サービス内容

(1) 施設サービス計画(ケアプラン)の立案

各職種の職員の協議により、ご本人・家族の希望を十分に取り入れ作成し、計画の内容については同意をいただくようになります。

(2) 食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）

朝食 8時00分～ 昼食 11時45分～ 夕食 18時00分～

(3) 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）

(4) 医学的管理・看護

(5) 介護

(6) 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）

(7) 相談援助サービス

(8) 利用者が選定する特別な食事の提供

(9) 理美容サービス（原則月4回実施します。料金は別途いただきます）

(10) その他

*これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、ご相談ください。

3 利用料金

別紙参照

当施設は、利用者及び保証人が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月10日までに送付します。利用者及び保証人は、連帯して、当施設に対し、次のいずれかの方法で支払うものとします。

①その月の27日（休日の場合は翌営業日）に自動口座振替による支払

②その月の20日までに現金又は銀行振込による支払

4 事故発生時の対応

サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。利用者・保証人が指定する者及び保険者が指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

5 協力医療機関

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

●協力医療機関 東戸塚記念病院 横浜市戸塚区品濃町 548-7

国際親善総合病院 横浜市泉区西が岡 1-28-1

●協力歯科医療機関 新横浜デンタルクリニック 横浜市港北区小机町 2461

6 入所中の病院への受診・入院

入所中の受診については、当施設の医師が医療的に必要と判断したときに限ります。入所中に病状の変化・怪我などがあった場合、救急車対応になります。入院した場合、一旦退所になります。再入所の際は支援相談員にご連絡ください。

7 入所中の薬の扱い

短期入所療養介護中のお薬は、かかりつけの医師から処方されているお薬を、日数分お持ちください。

8 賠償責任

介護保健施設サービスの提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び保証人は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

9 身体の拘束

当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設長（医師）が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行なうことがあります。この場合には、施設長（医師）がその様態及び時間、その際の利用者の心身状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

10 秘密の保持

当施設とその職員は、業務上知り得た利用者又は保証人若しくはその家族等に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、次の各号についての情報提供については、当施設は、利用者及び保証人から、予め同意を得た上で行なうこととします。

- (1) 介護保険サービスの利用のための国市町村、居宅介護支援事業者その他の介護保険事業者等への情報提供、あるいは、適切な在宅療養のための医療機関等への療養情報の提供。
- (2) 介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等（なお、この場合、利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します）前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

11 施設利用に当たっての留意事項

- ・面会時はマスクのご着用等、感染対策にご協力をお願いします。

面会時間 13：30～ 各フロア5 枠ずつ 20 分間で完全予約制

12 施設利用に当たっての禁止事項

- ・施設内での飲酒・喫煙、火気の使用、営利行為・宗教の勧誘・特定の政治活動は禁じます。
- ・故意に設備・備品を破損したり、施設外に持ち出すことを禁じます。過度な場合は請求することがあります。また、無断で位置・形状を変えることを禁じます。
- ・当施設への所持品・備品等の持ち込みについて下記につき禁じます。

刃物及び危険物 ペット 貴重品（紛失の際、施設では責任をおいかねます）

※ 電気製品（ラジオ・電気カミソリ以外）の持ちこみはご相談下さい。

※ 現金は原則お預かりしません。利用者の所持は千円程度とし、自己管理していただきます。

13 非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓、火災報知機
- ・防災訓練 年2回(うち1回は夜間も若しくは夜間を想定した訓練を実施する)

15 業務継続に向けた取り組みについて

- ・感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する入所サービスの提供を継続するための計画、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に基づき必要な措置を講じます。
- ・職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- ・定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画を変更します。

16 感染症対策について

- 施設において感染症が発生した場合、蔓延しないように次に掲げる措置を講じます。
- ・職員の清潔保持及び健康状態について必要な管理を行います。
 - ・施設の設備及び備品等について衛生的な管理に努めます。
 - ・事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための対策を検討する委員会を開催し、職員に周知徹底します。
 - ・施設における感染症の予防及び蔓延防止の指針を整備します。
 - ・職員に対し、感染症の予防及び蔓延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

17 虐待防止について

- 施設はご利用者の人権の擁護・虐待防止のための指針を整備し、虐待防止のための委員会を設置し、職員に虐待防止の啓発・普及するための研修を実施します。
- ・職員または養護者（家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報します。
 - ・虐待防止のための研修を年2回以上開催します。

18 地域との連携（ボランティアについて）・実習生の受け入れ

地域との連携を図るため、ボランティアの方にお話し相手に来ていただいています。ご近所の最近の話題や新聞の報道など、雑談を通じて閉鎖的になりがちな施設生活を少しでも良くしようとするためのものです。また、現場での経験を積んでいただくために各種学校からの実習生の受け入れをしています。

19 苦情処理の体制

利用者及び保証人は、当施設の提供する介護保健施設サービスに対しての要望又は苦情等について、口頭で申し出ることができます。窓口は支援相談員になります。又は所定の場所に設置する「ご意見箱」に文書で投函することもできます。

グリーンワープ東戸塚 相談窓口 支援相談員（足立・菅原・高木・潮崎）

責任者 事務次長 藤田

神奈川県国民健康保険団体連合会 苦情窓口 045-329-3447

横浜市健康福祉局高齢施設課 045-671-3923

横浜市戸塚区介護保険に関する苦情・相談窓口 045-866-8452

介護老人保健施設グリーンワープ東戸塚の利用申込に際し、上記、重要事項（短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護）の説明を受け、説明書を受領し同意しました。

令和 年 月 日 説明者（職・氏名）支援相談員・

利用者氏名

利用者家族氏名 (続柄)